



平成29年10月31日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 坂田 信喜

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年9月分)について

平成29年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成29年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが32件、平成28年度が47件、平成27年度が19件、平成26年度が7件、平成25年度以前が192件、合計297件(市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた21件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な263件について、一覧で事象をお示ししています。

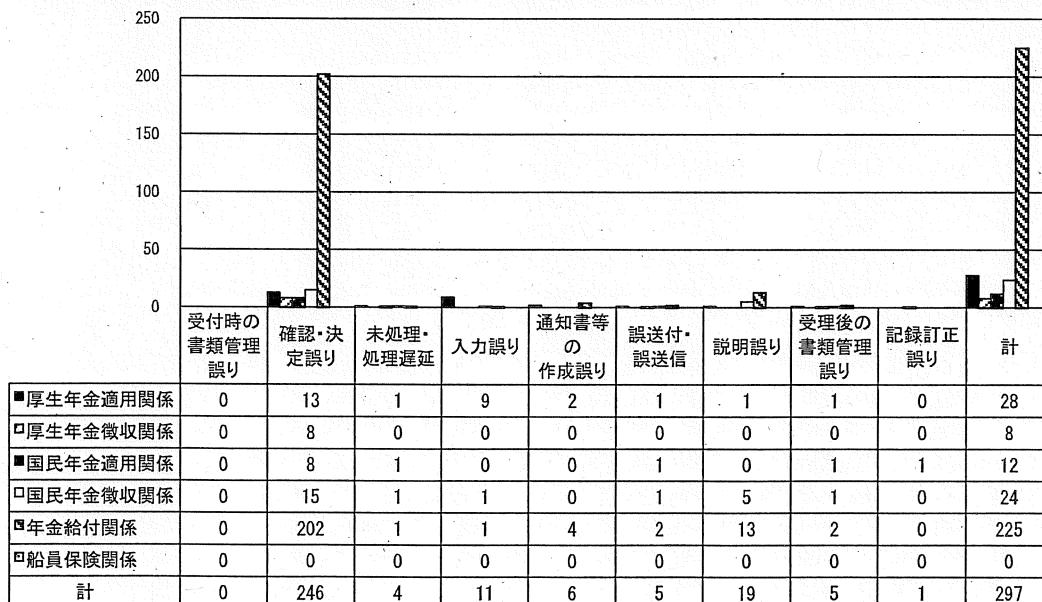
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	171(1)	5	1	4	2	6(1)	3	7	19(3)	47(16)	32(6)	297(27)
割合	57.6%	1.7%	0.3%	1.3%	0.7%	2.0%	1.0%	2.4%	6.4%	15.8%	10.8%	100.0%

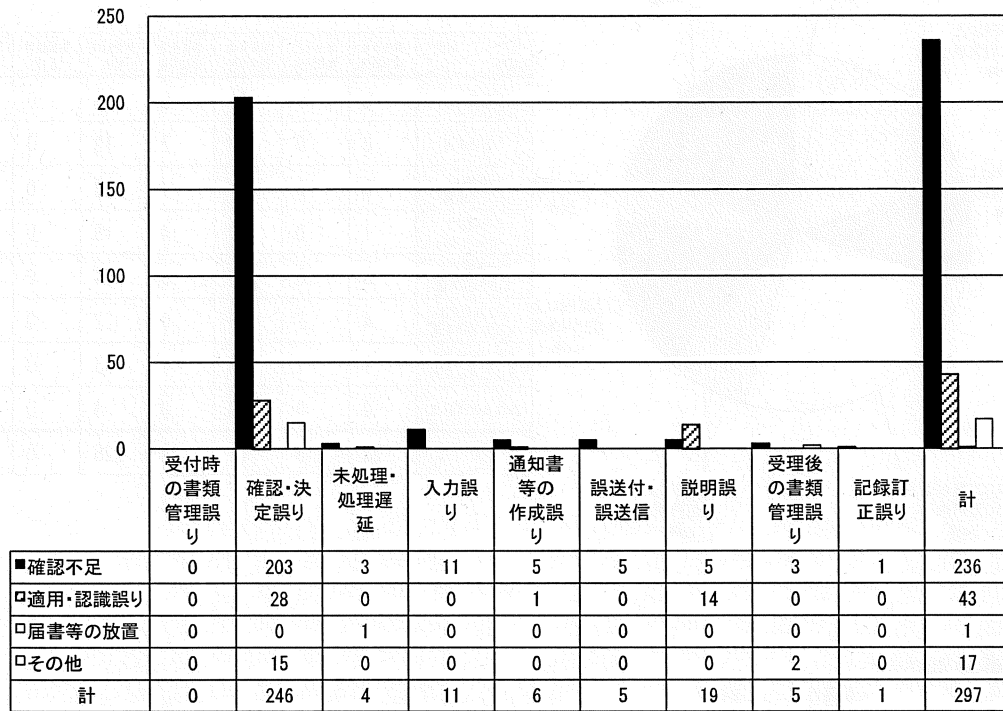
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

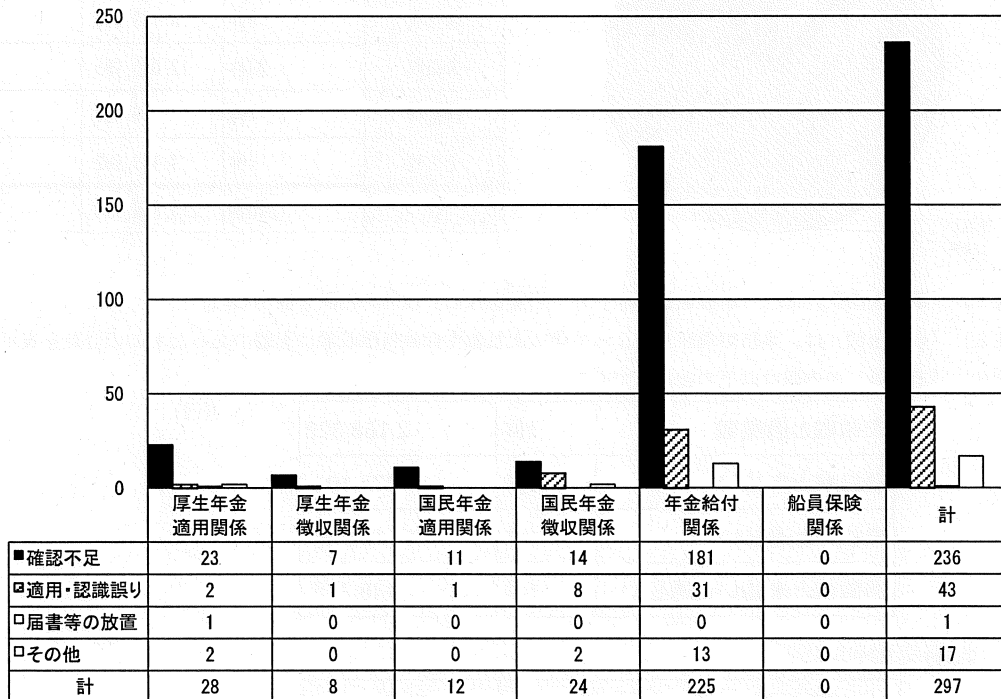
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



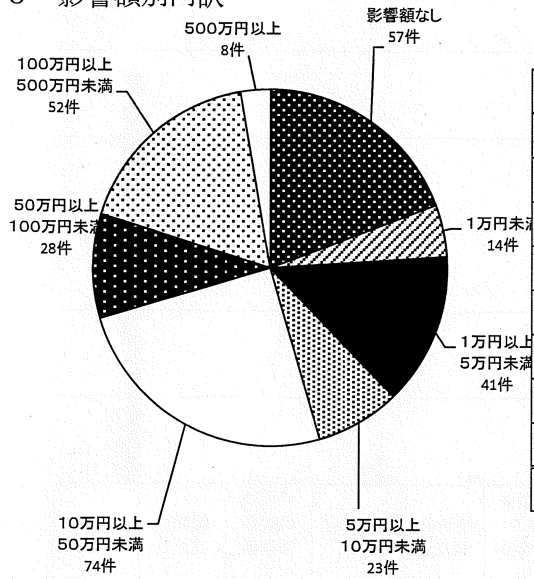
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

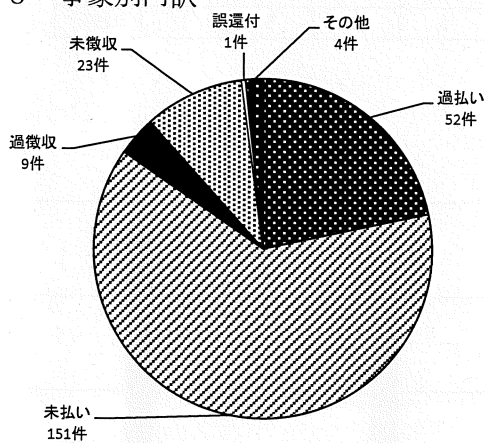


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 通用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 通用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし		8	5	11	8	25	0	57
1万円未満		0	0	0	2	12	0	14
1万円以上 5万円未満		3	0	1	4	33	0	41
5万円以上 10万円未満		1	0	0	4	18	0	23
10万円以上 50万円未満		5	0	0	5	64	0	74
50万円以上 100万円未満		4	2	0	0	22	0	28
100万円以上 500万円未満		7	1	0	1	43	0	52
500万円以上		0	0	0	0	8	0	8
計		28	8	12	24	225	0	297

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	52件	28,907,946	555,922
未払い	151件	165,085,081	1,093,278
過徴収	9件	5,753,650	639,294
未徴収	23件	12,025,985	522,868
誤還付	1件	79,430	79,430
その他	4件	4,107,682	1,026,920
計	240件	215,959,774	899,832

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と過徴収	1件	2,168,322
過徴収と未払い	1件	375,101
未払いと過払い	1件	1,116,044
過徴収と未払いと過払い	1件	448,215

(円)

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	227件	76.4%
外部	70件	23.6%
計	297件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2016年4月1日	特定付加保険料の二重計上による年金額誤り	34名	過払い	68,579
2001年4月1日	社会保障協定による障害年金の年金額誤り	3名	過払い	65,194
2015年10月1日	被用者年金一元化に伴う在職老齢年金の支給停止額の計算誤り	3,215名	過払い	89,268,112

○日本年金機構の平成29年9月分の事務処理誤り一覧(1～31ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～23
2. 厚生年金徴収関係	5P	整理番号 24～30
3. 国民年金適用関係	6P	整理番号 31～39
4. 国民年金徴収関係	8P	整理番号 40～59
5. 年金給付関係	11P	整理番号 60～263

○システム事故等一覧(32ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 1月13日	2017年 4月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、健康保険適用除外申請者であるにも関わらず、誤って健康保険の資格取得処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	83,524
2			東京	東京広域 事務センター	2016年 10月13日	2017年 2月21日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、短時間労働者として登録すべきところ誤って一般被保険者として登録したため、障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除の対象とならず、未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	未払い	682,884
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2015年 9月2日	2017年 8月4日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届の審査時に確認が不足し、誤って記載されていた資格喪失年月日の補正が漏れ、本来の資格喪失日より早い日付で処理を行ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	698,348
4			東京	東京広域 事務センター	2017年 1月31日	2017年 3月24日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の審査時に確認が不足し、資格喪失原因を誤って補正したため、年金が差止めされ、未払いが生じていることが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	39,497
5			福井	福井	2017年 4月17日	2017年 6月8日	○お客様から問合せがあり、確認不足により二以上事業所勤務者の資格喪失処理の手順を誤ったため、年金が正しく調整されず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者が資格喪失する際の手順を再確認し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	338,246
6		説明誤り	埼玉	所沢	2017年 5月9日	2017年 5月31日	○事業所から問合せがあり、同月内に資格取得及び資格喪失をした場合の保険料について説明する際に相談内容の確認が不足し、本来は保険料が発生すると説明すべきところ、誤って保険料が発生しないと説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、説明を行う際には相談内容の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2016年 7月頃	2017年 8月17日	○他の年金事務所から連絡があり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、誤った標準報酬月額で決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	未徴収	332,044
8			東京	江東	2013年 8月26日	2013年 9月10日	○事業所から問合せがあり、既に算定基礎届を提出済みであるにもかかわらず、確認不足により、誤って催告状を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、催告状の送付対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2016年 6月30日	2016年 8月4日	○内部点検により、宛先不明で返戻された算定基礎届について、再送付されずに残っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。送付先を調査し、算定基礎届を送付しました。 ●担当部署において、返戻後の算定基礎届についての進捗管理を徹底するよう周知しました。	17事業所	なし	0
10	算定基礎届の誤り	入力誤り	神奈川	事務センター	2016年 7月28日	2017年 6月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について報酬月額の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過徴収	187,272
11			滋賀	事務センター	2016年 7月27日	2017年 4月28日	○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について報酬月額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	1,946,034
12			北海道	事務センター	2016年 8月2日	2017年 7月12日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について報酬月額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	未徴収	634,422
13			賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2017年 1月10日	2017年 2月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が賞与支払届を誤って処理済とし、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、届書処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名
14	被扶養者(異動)届の誤り	入力誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 4月27日	2017年 5月18日	○社会保険労務士から問合せがあり、被扶養者(異動)届の審査時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
15	70歳以上被用者関連 届書の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	2016年 8月16日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる70歳以上被用者不該当届の処理手順を誤ったため、年金が正しく調整されず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者が資格喪失する際の手順を再確認し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	443,810

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	70歳以上被用者関連届書の誤り	入力誤り	静岡	浜松西	2015年 10月1日	2017年 7月13日	○事業所から問合せがあり、年金記録の補正の際に、70歳以上被用者算定基礎届の記録を入力すべきところ、誤って70歳以上被用者不該当記録を入力したため、年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,166,113
17			愛知	名古屋広域事務センター	2016年 8月16日	2017年 6月15日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届について、標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	1,490,169
18	事業所所在地変更届の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2016年 10月17日	2017年 1月10日	○他の年金事務所から連絡があり、事業所所在地変更届(管轄外)の処理時に確認が不足し、所在地変更後の管轄年金事務所への口座振替申出書の引継ぎがもれたため、保険料が口座引落されず未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。口座振替申出書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、事業所所在地変更届(管轄外)処理時の引継ぎを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	835,877
19	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2017年 7月10日	2017年 7月24日	○内部点検により、社会保険労務士宛に通知書を別送するための別送対象事業所一覧表の登録時に確認が不足し、登録が行えていなかったため、事業所あてに通知書が送付されていたことが判明しました。 ●担当部署において、社会保険労務士及び事業所にお詫び状を送付しました。 ●担当部署において、別送先住所を登録する際の更新状況の確認を徹底するよう周知しました。	592 事業所	なし	0
20	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	京都	上京	2017年 7月3日	2017年 7月18日	○社会保険労務士から問合せがあり、決定通知書に押印した確認印の日付を誤っていたことが判明しました。 ●担当部署において、社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書に押印した確認印について訂正を行いました。 ●担当部署において、決定通知書へ確認印を押印する前の日付の確認を徹底するよう周知しました。	29事業所 1名	なし	0
21	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務センター	2017年 7月頃	2017年 7月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に通知書を別送するための別送対象事業所一覧表を登録する際に確認が不足し、受託していない事業所を別送対象事業所として登録したため、他の事業所の決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、別送対象事業所一覧表を登録する際の確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
22	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	栃木	大田原	2017年 2月3日	2017年 6月20日	<p>○事業所から問合せがあり、提出された資格喪失届等が未処理となっており、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 16名	過徴収	1,286,043
23		受理後の書類管理誤り	東京	品川	2016年 6月9日	2016年 7月19日	<p>○事業所から問合せがあり、提出された新規適用届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。新規適用届を再提出していただき、処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	未徴収	44,352

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
24	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	新潟	三条	2017年 4月20日	2017年 4月25日	○健康保険組合から問合せがあり、健康保険組合が解散した後に徴収する保険料額の登録を誤っていたため、誤った保険料額で納入告知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい保険料額で納入告知書を作成し、送付しました。 ●担当部署において、保険料登録票作成時の確認及び登録後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
25	保険料還付請求時の誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2017年 8月10日	2017年 9月6日	○担当部署において決裁済みの書類を確認したところ、保険料還付金額を誤った保険料率で計算したため、保険料還付請求書を誤った還付金額で作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい還付金額で保険料還付請求書を作成し、送付しました。 ●担当部署において、保険料還付請求書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2016年 3月28日	2016年 8月31日	○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる遡及した月額変更届の処理時に、保険料登録の手順を誤り、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる保険料登録の手順を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	512,535
27			長野	小諸	2015年 9月頃	2017年 5月11日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料登録処理時に確認が不足し、誤った金額で保険料を決定し登録していたため、保険料が未徴収及び過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	10事業所	その他	2,168,322
28	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2017年 5月1日	2017年 5月12日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の処理時に確認が不足し、金融機関へ口座振替依頼を行っていなかったため、保険料が口座引き落としできず未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。口座振替の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、口座振替処理時の手順を再確認し、手順を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	543,919
29	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2017年 8月21日	2017年 9月5日	○担当部署において確認したところ、高齢任意加入被保険者にかかる納入告知書を作成する際に確認が不足し、保険料の内訳を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい内訳で領収しました。 ●担当部署において、納入告知書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
30			富山	富山	2017年 7月31日	2017年 8月10日	○事業所から問合せがあり、窓口で保険料を徴収する際の確認不足により、他の事業所分として納付書を作成し、領収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2008年 5月頃	2015年 2月9日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、誤った基礎年金番号で国民年金の資格取得処理を行っていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、届書処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
32	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	青梅	2015年 10月8日	2016年 4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、誤った口座振替の予定が記載がされた口座振替通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、資格喪失予定年月日を登録しました。 ●担当部署において、資格喪失予定年月日の入力時における確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
33	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2011年 11月頃	2016年 7月6日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際に、誤った基礎年金番号で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34	国民年金被保険者氏名変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2012年 12月10日	2017年 5月15日	○年金事務所から連絡があり、担当者の確認不足により、誤った基礎年金番号で氏名・住所変更の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
35	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2016年 11月1日	2017年 1月25日	○内部点検により、市町村が誤った基礎年金番号で住所異動届を提出し、機構において処理していたことが判明しました。 ●市町村が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
36	時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の誤り	確認・決定誤り	熊本	玉名	2015年 2月2日	2017年 2月2日	○お客様から問合せがあり、担当者の認識誤りにより、本来受付できないお客様に対して時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明を行いました。 ●担当部署において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届の取り扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2017年 7月20日	2017年 7月27日	○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
38	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	大阪広域事務センター	2016年 8月5日	2016年 12月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者資格取得届が処理されず保管されていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行い、過徴収となった保険料をお返ししました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	32,520

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
39	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	兵庫	須磨	2017年 5月1日	2017年 5月16日	<p>○お客様から問合せがあり、基礎年金番号変更処理票兼申出書の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。基礎年金番号変更処理票兼申出書を再度提出していただき処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
40	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2017年 5月9日	2017年 7月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金付加保険料納付の収納登録が漏れ、再度お客様に付加保険料納付書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、収納登録を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者において収納登録時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	北海道	砂川	2017年 4月20日	2017年 5月1日	○事務センターから連絡があり、追納申込書について、年度の追納期限の確認を誤り、期限を経過後処理を行ったため追納金額に加算金が発生することが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい金額で領収しました。 ●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
42			東京	墨田	2016年 3月3日	2016年 3月4日	○お客様から問合せがあり、追納申込書について、追納期限が間近であるにもかかわらず処理が遅れたため、追納期限が経過し納付できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
43			東京	練馬	2017年 4月頃	2017年 5月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金追納保険料納付書の再発行依頼があったにもかかわらず、当該処理を行わなかったため、追納期限が経過し納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納期限と納付書再発行依頼時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
44	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	京都	下京	2012年 8月23日	2017年 6月28日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者による合算対象期間の確認不足により、誤った受給資格期間で国民年金後納保険料納付申出書の案内を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	74,900
45			東京	府中	2017年 6月19日	2017年 7月3日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、国民年金後納保険料納付書について、別送先住所が登録されているにもかかわらず、住民票の住所地に納付書を送付したため、後納期限が経過し、納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、別送先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,610
46		説明誤り	大阪	堺西	2017年 4月28日	2017年 5月1日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、担当者の確認不足により、後納期限が間近であるにもかかわらず早急な申請を案内しなかったため、後納期限が経過し後納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,610
47	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2005年 5月10日	2016年 11月11日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、追納保険料としてお支払いいただきました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	91,170

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	1985年 12月26日	2016年 7月20日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金を受給している方は法定免除に該当するにもかかわらず、保険料の納付を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,590,570
49	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 5月15日	2017年 6月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、異なる年度の所得で審査を行い、免除を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい年度の所得で審査を行い、承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50		説明誤り	東京	八王子	2017年 2月16日	2017年 4月20日	○お客様から問合せがあり、市町村の説明誤りにより、誤った免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、正しい免除区分での承認通知書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
51	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 1月23日	2017年 5月12日	○お客様から問合せがあり、市町村が任意加入取得届と国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の進達方法を誤り、事務センターでの処理が前後したため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、任意加入者の口座振替申出書受付時における事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	378,320
52			神奈川	事務センター	2015年 11月10日	2017年 4月28日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に入力手順を誤ったため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書の処理手順について確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	377,310
53		説明誤り	福岡	八幡	2016年 3月頃	2016年 9月5日	○お客様から問合せがあり、担当者の認識不足により、保険料納付後の学生納付特例の申請について、保険料が還付されると誤った説明をしたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、学生納付特例申請時における納付記録及び申請日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54		茨城	事務センター	2015年 11月頃	2016年 4月4日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った免除制度の説明を行い、お客様が希望しない免除申請書を受付したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。免除申請を取消し、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	誤還付	79,430	
55		入力誤り	神奈川	事務センター	2017年 5月1日	2017年 5月25日	○担当部署で確認したところ、委託業者の確認不足により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、誤った金融機関コードで入力したため2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	378,320

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2017年 1月12日	2017年 4月28日	<p>○お客様から問合せがあり、担当者の認識不足により、クレジットカードによる2年前納を希望していたにもかかわらず、当該申請はできないとして口座振替による2年前納を案内していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、クレジットカード納付申出書にかかる2年前納の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
57	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 3月6日	2017年 5月2日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金保険料還付請求書进行处理する際に、誤った金融機関コードで処理をおこなったため、還付金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付金をお支払いしました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	161,930
58	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	高松広域事務センター	2017年 7月21日	2017年 7月27日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認誤りにより、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を返戻する際に、他のお客様の国民年金保険料免除・納付猶予申請書が混在していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除申請書を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
59	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	兵庫	須磨	2015年 5月14日	2015年 6月19日	<p>○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書等の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、再度届書等を提出していただきました。届書の処理を行い、過徴収となった保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	11名	過徴収	50

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
60	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	1985年 12月頃	2016年 12月28日	○年金相談時の記録確認により、通算老齢年金の受給要件の確認不足から、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,538
61			大阪	城東	1985年 9月20日	2016年 1月26日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	104,977
62			岡山	倉敷西	1984年 8月頃	2016年 1月28日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,363
63			岡山	岡山東	1973年 10月1日	2016年 2月22日		1名	未払い	389,269
64			東京	青梅	1971年 11月1日	2015年 6月26日		1名	未払い	266,429
65			福岡	小倉南	1986年 1月頃	2015年 12月11日		1名	未払い	257,943
66			東京	板橋	1989年 9月14日	2016年 2月18日	●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	55,053
67			茨城	事務センター	1976年 4月15日	2014年 9月30日	○未支給年金請求時の記録確認により、市区町村における生年月日の登録が誤っていたことから、老齢年金の決定時においても生年月日を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には戸籍等による生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
68			東京	東京広域 事務センター	2017年 4月13日	2017年 6月15日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、受給資格があるにもかかわらず、老齢基礎年金のみを決定し老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	97,597
69			東京	葛飾	1985年 11月1日	2016年 10月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧令共済組合期間を算入すると老齢年金の要件を満たすことから老齢年金を決定すべきところ、通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,105,804
70	沖縄	名護	2005年 9月20日	2016年 10月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金の受給要件の確認不足から、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,648,175		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
71	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	1991年 2月21日	2015年 3月31日	○事務センターから連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた旧令共済組合記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,538,738
72			兵庫	須磨	1986年 9月1日	2015年 11月11日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた旧令共済組合記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,885,456
73			富山	高岡	1986年 4月1日	2016年 12月5日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	5,196
74			佐賀	佐賀	2004年 1月6日	2016年 12月20日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理等を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	731,707
75			富山	高岡	1990年 8月5日	2016年 10月6日	○機構本部から連絡があり、65歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	2,348,637
76			広島	呉	2002年 5月頃	2017年 1月24日	○機構本部から連絡があり、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	21,725
77			茨城	水戸北	2017年 4月14日	2017年 5月17日	○担当部署において確認したところ、年金相談時の年金記録の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給権発生日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
78			愛知	名古屋北	2017年 5月30日	2017年 5月31日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	福井	武生	1981年 7月9日	2017年 5月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	105,862
80			北海道	旭川	2000年 9月7日	2016年 10月12日	○年金相談時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	29,733
81			東京	青梅	2004年 9月30日	2015年 1月26日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	150,678
82			東京	青梅	2006年 8月24日	2015年 2月2日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,836
83			老齢年金の戦時加算 の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊橋	1989年 4月13日	2016年 6月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名
84	新潟	三条			1986年 8月1日	2017年 1月30日	1名	未払い		6,841,515
85	兵庫	兵庫			1981年 12月1日	2017年 1月31日	1名	未払い		216,617
86	兵庫	尼崎			1978年 3月1日	2015年 11月13日	○未支給年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	679,666
87	大分	別府			1981年 6月1日	2017年 2月27日	1名	未払い	229,724	
88	宮城	仙台東			1984年 12月27日	2016年 1月26日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,063,334
89	東京	池袋			1991年 2月28日	2015年 8月4日	1名	未払い	424,641	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
90	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	富山	富山	1993年 4月1日	2016年 12月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	12,250
91			佐賀	唐津	1994年 7月1日	2016年 11月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,435,073
92			長崎	長崎北	1991年 9月19日	2016年 7月25日	○他の年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	54,429
93			東京	池袋	1995年 9月14日	2010年 6月1日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,809,650
94			神奈川	港北	2002年 2月28日	2016年 3月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,552,096
95			福島	東北福島	2005年 5月10日	2017年 1月6日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	757,512
96			埼玉	浦和	2004年 12月22日	2015年 8月7日	○事務センターから連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	315,849
97			埼玉	浦和	2001年 9月13日	2013年 3月18日	○事務センターから連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	201,061

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
98	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	1989年 2月2日	2013年 8月8日	○事務センターから連絡があり、旧農林共済の退職共済年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を老齢厚生年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	843,455
99			北海道	事務センター	2014年 9月12日	2016年 6月23日	○他の年金事務所から連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	552,889
100	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟西	2016年 7月21日	2016年 8月24日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,773
101			兵庫	西宮	1982年 1月頃	2016年 3月16日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,223
102			福岡	小倉南	2009年 7月23日	2017年 1月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,767
103			新潟	柏崎	1961年 5月頃	2014年 10月17日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	50,598
104			北海道	稚内	1974年 4月頃	2016年 11月8日		1名	過払い	14,936
105			高知	南国	1963年 7月4日	2015年 10月8日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	398,405
106			愛知	名古屋北	1983年 1月頃	2016年 3月14日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,707,691

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
107	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	1997年 10月19日	2016年 6月14日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	52,729	
108			島根	浜田	2008年 4月2日	2016年 4月27日		4名	過払い	325,557	
109			愛知	豊橋	1999年 1月26日	2016年 3月18日		1名	過払い	102,897	
110			愛媛	宇和島	1998年 3月5日	2016年 2月24日		3名	過払い	141,540	
111			大阪	玉出	1998年 3月26日	2016年 7月1日		2名	過払い	130,651	
112			福島	会津若松	1998年 4月28日	2016年 4月19日		2名	過払い	113,065	
113			山口	徳山	1988年 4月28日	2016年 5月17日		6名	過払い	769,133	
114			山口	萩	1999年 1月26日	2016年 4月21日		1名	過払い	102,888	
115			愛媛	松山東	2011年 2月25日	2016年 3月4日		1名	過払い	16,581	
116			岡山	倉敷東	1987年 5月8日	2016年 5月2日		6名	過払い	413,946	
117			愛知	刈谷	2002年 5月1日	2016年 2月19日		2名	過払い	175,656	
118			愛知	名古屋西	2006年 1月1日	2016年 7月6日		○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	31,745
119			東京	池袋	2003年 4月8日	2017年 3月16日		○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金額に影響はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
120	神奈川	港北	1989年 4月1日	2014年 1月23日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	563,802			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)			
121	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	群馬	太田	2000年 1月13日	2016年 3月9日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	102,894			
122			静岡	三島	1997年 6月20日	2016年 2月19日		3名	過払い	203,919			
123			埼玉	秩父	1999年 1月7日	2016年 5月9日		1名	過払い	120,200			
124			広島	広島東	1998年 5月14日	2016年 2月22日		3名	過払い	203,479			
125			岡山	倉敷西	1997年 9月4日	2016年 5月17日		4名	過払い	387,468			
126			岡山	倉敷西	1998年 7月頃	2016年 6月1日		1名	過払い	11,486			
127			北海道	旭川	1997年 10月27日	2016年 5月13日		2名	過払い	131,945			
128			広島	呉	1981年 2月4日	2017年 2月17日		○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	30,470		
129			兵庫	豊岡	1986年 4月頃	2016年 10月24日			1名	未払い	3,763,314		
130			奈良	大和高田	1984年 1月頃	2017年 1月19日			○担当部署において確認したところ、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	553,444	
131			東京	板橋	1986年 3月12日	2016年 12月28日				○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,086,731
132			静岡	沼津	1990年 1月11日	2015年 11月11日					1名	未払い	460,716
133			京都	京都西	1991年 12月5日	2016年 9月13日					1名	未払い	644,484
134	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1995年 10月23日	2015年 3月27日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。				1名	未払い	4,785,059

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
135	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2017年 4月21日	2017年 6月9日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	584,149
136			東京	東京広域事務センター	2016年 4月7日	2017年 3月16日	○年金事務所から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	134,678
137			神奈川	事務センター	2014年 8月19日	2017年 2月8日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	216,766
138	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	1983年 11月頃	2016年 1月29日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	191,260
139			富山	富山	1980年 11月頃	2016年 8月3日		1名	未払い	99,945
140			神奈川	鶴見	1981年 4月頃	2016年 2月4日		1名	未払い	321,838
141			神奈川	鶴見	1983年 11月頃	2016年 2月5日		1名	未払い	583,020
142			兵庫	須磨	1987年 5月20日	2016年 1月19日		1名	未払い	5,540
143			神奈川	港北	1963年 12月21日	2016年 2月4日		1名	未払い	119,700
144			埼玉	川越	1979年 10月1日	2016年 2月23日		1名	未払い	55,670
145			大阪	城東	1980年 11月頃	2016年 4月20日		1名	未払い	771,596
146			神奈川	鶴見	1982年 11月頃	2016年 1月27日		1名	未払い	90,771

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
147	在職時の年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1996年 2月1日	2016年 2月12日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	20,030
148	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1980年 12月15日	2015年 9月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、繰上げ請求の老齢年金について生年月日を誤り年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金額に過払いは生じませんでした。 ●担当部署において、繰上げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
149			長崎	佐世保	2017年 1月5日	2017年 3月11日	○お客様から問合せがあり、65歳から支給の老齢年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない繰上げ請求の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰上げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	43,378
150			埼玉	春日部	2016年 4月27日	2016年 9月5日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢年金を70歳から受給することを希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が年金請求書の案内を誤ったことから、70歳到達前の繰下げ請求の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	747,925
151			埼玉	春日部	2015年 7月10日	2016年 9月12日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が確認不足から年金見込額の試算を誤り、繰下げ請求の年金を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に正しい年金見込額を案内したところ、繰下げ請求の変更を希望されたことから、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	1,001,203
152			説明誤り	鹿児島	鹿屋	2017年 2月24日	2017年 5月31日	○お客様から問合せがあり、お客様は老齢厚生年金の繰下げ請求を希望していたにもかかわらず、老齢厚生年金の繰下げ請求書の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
153	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 6月20日	2016年 10月19日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないものと取扱ったため、遺族共済年金のみが決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	837,165

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
154	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2000年 12月25日	2016年 4月13日	○機構本部から連絡があり、遺族共済年金受給権者であることの確認不足から、本来長期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金額の未払い及び過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
155			埼玉	熊谷	1998年 5月頃	2016年 9月7日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	680,966
156			香川	高松広域 事務センター	1992年 12月10日	2017年 2月9日	○他の年金事務所から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,205
157			大阪	東大阪	1964年 9月13日	2016年 7月4日	○他の年金事務所から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	454,473
158			埼玉	浦和	1992年 10月29日	2015年 10月6日	○お客様から問合せがあり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことから、老齢年金と遺族年金の選択処理における停止額の計算を誤り、正しい年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,274,143
159			徳島	徳島南	1985年 1月10日	2016年 8月10日	○年金事務所から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,894,100
160			岡山	岡山広域 事務センター	2007年 12月27日	2014年 8月13日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	152,082
161			東京	北	1989年 6月15日	2014年 10月6日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が遺族年金請求の相談時に試算方法を誤り、本来であれば長期要件で試算すべきところ、短期要件で試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	203,081
162	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	2017年 3月29日	2017年 5月18日	○担当部署において確認したところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤った状態で障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
163			兵庫	三宮	1980年 10月16日	2014年 11月7日	○担当部署において確認したところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤った状態で障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	375,289

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
164	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福井	武生	2017年 3月3日	2017年 4月27日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の記録確認の確認不足から、国民年金の被保険者記録の訂正が必要であるにもかかわらず、訂正せずに年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、被保険者記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
165			兵庫	事務センター	2016年 9月9日	2017年 1月12日	○担当部署において確認したところ、額改定報告書の記載内容の確認不足から、支給停止年月日を誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、額改定報告書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	65,008
166			機構本部	基幹システム 開発部	2014年 1月14日	2014年 4月1日	○担当部署において確認したところ、障害年金の差支対象者への補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金額の補正処理を行う時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,831,165
167	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	福岡	西福岡	2016年 7月27日	2016年 12月16日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、事後重症請求が可能となる日を誤って説明したことにより、事後重症請求が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	466,999
168			神奈川	横浜西	2015年 5月14日	2017年 7月20日	○機構本部から連絡があり、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
169	年金の支払時期等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2017年 5月17日	2017年 6月12日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,236
170	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2001年 3月1日	2016年 11月28日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,748,069
171			静岡	三島	2011年 1月20日	2017年 2月21日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,346,482

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
172	加給年金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1994年 9月14日	2015年 5月18日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,906
173			埼玉	熊谷	1999年 11月4日	2016年 12月1日		1名	未払い	21,992
174			神奈川	鶴見	1996年 2月18日	2017年 2月2日		1名	未払い	716,145
175			宮城	石巻	1998年 10月4日	2017年 2月24日		1名	未払い	463,958
176			熊本	熊本西	1995年 4月6日	2016年 10月18日		1名	未払い	75,003
177			大阪	大手前	1995年 7月27日	2017年 3月21日		1名	未払い	410,562
178			広島	三原	1997年 5月31日	2016年 12月8日		1名	未払い	21,608
179			鹿児島	鹿児島北	2003年 3月20日	2016年 12月27日		1名	未払い	473,025
180			兵庫	姫路	1997年 6月12日	2016年 7月7日		1名	未払い	86,434
181			山形	米沢	2014年 12月1日	2016年 12月22日		○機構本部から連絡があり、加給年金の加算の要件を満たさなくなったことから、加給年金の支払いを停止すべきところ、確認不足から支払いの停止が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、生計維持関係など加給年金対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
182			神奈川	港北	1995年 5月1日	2016年 11月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,048,014
183			東京	葛飾	1997年 8月23日	2017年 3月14日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,145,287
184			福岡	小倉南	2000年 11月30日	2016年 12月12日		1名	未払い	574,425
185			愛知	名古屋北	1995年 10月19日	2017年 2月15日		1名	未払い	388,944

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
186	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	1998年 10月29日	2017年 2月21日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	131,949
187			愛知	瀬戸	2000年 9月1日	2017年 2月15日		1名	未払い	873,225
188	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	宮城	大河原	1996年 7月頃	2016年 12月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,701,901
189			埼玉	浦和	2000年 1月8日	2016年 10月19日		1名	未払い	2,073,490
190			大阪	天満	2001年 11月1日	2016年 11月9日		1名	未払い	2,203,410
191			千葉	市川	1991年 7月4日	2016年 10月21日		1名	未払い	3,091,655
192			大阪	守口	1995年 8月3日	2017年 3月10日		1名	未払い	3,271,652
193			神奈川	港北	2000年 4月23日	2016年 10月18日		1名	未払い	2,841,306
194			大阪	貝塚	2001年 6月11日	2016年 7月6日		1名	未払い	2,625,108
195			埼玉	熊谷	2001年 9月頃	2017年 1月19日		1名	未払い	1,668,768
196	埼玉	浦和	2002年 11月25日	2016年 10月18日	1名	未払い	2,220,294			
197	東京	青梅	2001年 1月20日	2016年 7月12日	1名	未払い	2,680,655			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
198	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2008年 7月1日	2016年 10月28日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,615
199			石川	七尾	1996年 6月頃	2016年 12月2日		1名	未払い	48,336
200			北海道	室蘭	1996年 7月25日	2016年 11月30日		1名	未払い	983,881
201			神奈川県	鶴見	1997年 1月29日	2016年 2月15日		1名	未払い	1,254,542
202			神奈川県	港北	2010年 12月10日	2016年 10月4日		1名	未払い	47,709
203			愛知	名古屋北	1996年 4月1日	2016年 5月16日		1名	未払い	4,249
204			三重	伊勢	2008年 5月27日	2016年 11月21日		1名	未払い	120,802

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
205	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	1987年 10月24日	2016年 2月10日	<p>○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	217,039
206			香川	高松東	1989年 5月17日	2016年 2月10日		1名	未払い	89,610
207			静岡	富士	1980年 10月1日	2016年 2月19日		1名	未払い	5,242,569
208			愛知	一宮	1983年 5月20日	2015年 10月9日		1名	未払い	5,780,169
209			広島	広島東	1993年 11月16日	2014年 10月24日		1名	未払い	35,520
210			奈良	大和高田	1984年 3月1日	2016年 6月13日		1名	未払い	1,121,553
211			沖縄	那覇	2008年 4月21日	2017年 1月11日		1名	未払い	10,280
212			大阪	堺西	2009年 8月31日	2017年 1月11日		1名	未払い	5,539
213			東京	江東	2007年 11月27日	2017年 1月11日		1名	未払い	10,598
214			和歌山	和歌山東	2007年 12月頃	2017年 1月11日		1名	未払い	6,948
215			和歌山	和歌山東	2009年 12月頃	2017年 1月11日		1名	未払い	8,612
216			和歌山	和歌山東	2007年 12月頃	2017年 1月11日		1名	未払い	3,408

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
217	再裁定の誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2009年 10月21日	2017年 1月11日	○お客様から問合せがあり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,240
218			東京	墨田	2008年 4月21日	2017年 2月14日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,251
219			大阪	城東	2008年 7月28日	2017年 1月23日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,952
220			東京	足立	1999年 8月18日	2016年 2月24日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い受給権発生日月の訂正を行うべきところ、受給権発生日月の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	417,623
221			福岡	小倉北	1977年 5月頃	2016年 7月13日	○機構本部から連絡があり、後発の旧船員保険法の老齢年金の決定時に先発の旧船員保険法の老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	225,981
222			山口	下関	1977年 2月1日	2016年 6月6日	●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,216
223			長崎	諫早	1985年 1月頃	2016年 2月16日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、旧令共済組合記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	66,075

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
224	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	1982年 8月31日	2016年 2月15日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	105,526
225			兵庫	尼崎	1988年 7月14日	2016年 2月4日		1名	未払い	571,405
226			神奈川	鶴見	1980年 5月22日	2016年 2月16日		1名	未払い	56,735
227			東京	府中	1979年 3月22日	2016年 2月19日		1名	未払い	1,333,353
228			長野	長野南	2009年 3月16日	2016年 11月18日		○遺族年金請求時の記録確認により、離婚分割の第2号改定者の年金記録の訂正に伴い、第1号改定者の老齢年金の再裁定を行う必要があったにもかかわらず、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、離婚分割が行われた方の年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
229	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	1976年 8月1日	2016年 11月11日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	11,645
230			福岡	小倉南	1978年 12月20日	2016年 7月25日		1名	未払い	28,237
231	支給停止基準額の変更に伴う年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	静岡	富士	1976年 8月1日	2015年 5月29日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	18,018
232			埼玉	浦和	1981年 1月20日	2015年 5月29日		1名	未払い	101,450
233			富山	富山	1976年 8月1日	2016年 8月3日		1名	未払い	4,375
234	年金選択の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2002年 10月22日	2016年 2月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢基礎年金と旧共済法の遺族年金は同時に受給できるにもかかわらず、確認不足から老齢基礎年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,317,120

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
235	年金選択の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	2010年 2月11日	2016年 1月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	402,541
236			愛知	豊田	2009年 11月頃	2016年 6月23日	○年金相談時の記録確認により、障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢厚生年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	196,000
237			愛知	一宮	2003年 5月13日	2015年 10月30日	○年金相談時の記録確認により、老齢基礎年金と遺族共済年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,041,407
238			京都	下京	1995年 11月30日	2017年 6月1日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金と遺族年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金の支給を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,670,816
239			茨城	日立	2014年 7月16日	2015年 7月6日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の決定時に確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	349,682
240			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 11月24日	2017年 1月30日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時に確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,092
241			千葉	幕張	1988年 10月20日	2016年 7月12日	○機構本部から連絡があり、旧船員保険法の遺族年金のうち職務上相当額は老齢基礎年金及び老齢厚生年金と同時に受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、遺族年金の職務上相当額を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,769,753

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
242	年金選択の誤り	説明誤り	埼玉	春日部	2015年 6月29日	2016年 6月6日	○共済組合から連絡があり、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、年金受給選択申出書を届出いただく必要があるにもかかわらず、委託社会保険労務士が届出が必要であることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	170,550
243			岡山	岡山東	1997年 10月25日	2015年 9月9日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、年金受給選択申出書を届出いただく必要があるにもかかわらず、届出が必要であることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,461,542
244	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月20日	2017年 5月1日	○お客様から問合せがあり、未支給年金の請求があった場合は共済組合が支給する年金も合わせてお支払いすることとなるため、未支給年金の請求が行われたことについて共済組合へ連絡すべきところ、共済組合への連絡を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合への連絡を行い、共済組合において未支給年金の決定が行われました。 ●担当部署において、未支給年金請求時に共済組合期間がある場合の共済組合への連絡を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
245	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2011年 7月頃	2017年 4月27日	○お客様から問合せがあり、脱退手当金の支給済期間にもかかわらず、脱退手当金の支給済期間であることを登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
246			東京	東京広域 事務センター	2011年 1月19日	2017年 4月11日		1名	なし	0
247	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2015年 4月20日	2016年 12月5日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届について別のお客様の基礎年金番号が記載されていたにもかかわらず、正しい基礎年金番号の確認を行わず処理を行ったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	1,116,044
248			埼玉	大宮	2017年 4月28日	2017年 5月22日	○事務センターから連絡があり、提出のあった年金受給権者受取機関変更届について添付書類が不足していたため、受取口座の変更処理を行うことができず、お客様の口座に年金の振込ができないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において年金受給権者受取機関変更届の受付時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	171,495

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
249	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2016年 9月15日	2016年 10月3日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から年金請求書の処理時に預金種別の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	671,857
250	死亡一時金の誤り	説明誤り	東京	八王子	2017年 6月26日	2017年 7月4日	○年金相談時の記録確認により、死亡一時金が時効により請求できないにもかかわらず、届出の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の請求期限について周知しました。	1名	なし	0
251	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	1987年 9月3日	2016年 5月30日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30,300
252	年金の従前額保障の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2017年 3月22日	2017年 3月23日	○担当部署において確認したところ、従前額保障の対象となる年金の年金額の計算時に補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金額の補正処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	84,510
253	時効特例給付の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2016年 12月28日	2017年 8月15日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の年金記録の確認不足から、委託社会保険労務士が時効特例給付の支給が行われないにもかかわらず、誤って支給されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
254	年金の返納にかかる誤り	説明誤り	福岡	大牟田	2017年 4月24日	2017年 8月15日	○お客様から問合せがあり、雇用保険との調整に伴う過払いについて、返納方法の確認を行わないまま、返納の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様から返納方法申出書を提出いただき、お客様の申出に沿った返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金の過払いがある場合の返納方法の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
255	振替加算の説明誤り	説明誤り	福島	会津若松	2014年 12月2日	2017年 6月7日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、確認不足から振替加算の要件を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
256			山形	山形	2016年 5月25日	2017年 3月24日	○年金相談時の記録確認により、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明し老齢基礎年金加算開始事由が当該届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
257	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	機構本部	基幹システム開発部	2015年7月16日	2015年10月16日	○担当部署において確認したところ、補正作業時の確認不足から源泉徴収票等が誤って作成されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい源泉徴収票を送付しました。 ●担当部署において、補正作業時に源泉徴収票等の通知への影響の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
258			福岡	福岡広域事務センター	2017年3月13日	2017年5月8日	○担当部署において確認したところ、年金記録照会申出書に対する回答を作成する際、照会のあった期間について本来は脱退手当金が支給済みである厚生年金の期間が判明したと記載するところ、誤って厚生年金の期間が判明したと記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい回答文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
259			機構本部	障害年金センター	2016年11月1日	2017年4月7日	○厚生局から連絡があり、年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
260	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	機構本部	障害年金センター	2017年5月18日	2017年6月5日	○お客様から問合せがあり、請求書類の返戻時の確認不足により、返戻書類を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した返戻書類を回収し、本来送付すべきお客様に返戻書類を送付しました。 ●担当部署において、送付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
261	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	熊本	事務センター	2014年2月7日	2016年1月22日	○年金事務所から連絡があり、記録訂正に伴い記録訂正の通知及び年金額仮計算書の提出を案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金額仮計算書を提出いただき、機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の年金額仮計算書の案内を徹底するよう周知しました。	36名	過払い	3,257,255
262		受理後の書類管理誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年3月3日	2017年3月9日	○担当部署において確認したところ、年金受給権者住所変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者住所変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
263			埼玉	越谷	2017年2月9日	2017年4月3日	○お客様から問合せがあり、障害給付額改定請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,459

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	特定付加保険料の二重計上による年金額誤り	2016年 4月1日	2017年 8月3日	<p>○平成28年4月の事業運営改善法施行の改修時に誤りがあり、特定付加保険料納付記録について複数回追加納付を行った場合、納付記録の一部を二重計上し年金額を決定していることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払いとなった年金について、返納の処理を行いました。</p> <p>●年金額の改定にかかる仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	34名	過払い	68,579
2	社会保障協定による障害年金の年金額誤り	2001年 4月1日	2017年 8月9日	<p>○社会保障協定が適用される障害年金を計算する際、按分率の計算に用いる外国加入期間について、障害認定日の属する月を含めるべきところ、含めずに年金額を決定していることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払いとなった年金について、返納の処理を行いました。</p> <p>●年金額の裁定にかかる仕様について、システム改修を実施します。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	3名	過払い	65,194
3	被用者年金一元化に伴う在職老齢年金の支給停止額の計算誤り	2015年 10月1日	2017年 6月30日	<p>○被用者年金一元化に伴う在職老齢年金の支給停止額の計算方法について、システムの不備により、誤った計算方法となっていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、過払いとなった年金について、返納の処理を行いました。</p> <p>●在職支給停止額計算の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	3,215名	過払い	89,268,112